

青 消 号 外
令和 7 年 4 月 9 日

報 道 機 関 各 位

青森県危機管理局消防保安課長
(公 印 省 略)

令和 7 年 青森県春の火災予防運動の実施について

このことについて、下記のとおり実施期間及び統一標語を定め、運動実施期間中、県内各消防本部において別添のとおり様々な取組を行うこととしています。

つきましては、当運動の趣旨を広く県民に御理解いただくため、当運動の実施について報道して下さるようよろしくお願いいたします。

なお、各消防本部における行事予定の詳細については、各消防本部へお問い合わせくださるようお願いいたします。

記

- 1 実施期間 令和 7 年 4 月 1 4 日 (月) から 2 0 日 (日) までの 7 日間
- 2 統一標語 『守りたい 未来があるから 火の用心』

| 報 道 機 関 用 提 供 資 料 | |
|-------------------|----------------------------------|
| 報道監 | 危機管理局 次長 佐藤 広之 |
| 担当課 担当者 | 危機管理局消防保安課 消防・予防グループ 副参事 屋崎雪絵 |
| 電話番号 | 直通：017-734-9087 内線：4131 |

| No. | 消防本部名 | 令和7年春の火災予防運動における主な行事予定(期間の前後も含む) | | | | | 連絡先 |
|-----|-------|--|--|--|--|--|--------------|
| 記載例 | ● ▲ | ○日△時□分～△時□分←日時等 (○○学校) ←場所 ○○○○訓練 ←行事名 | ○日△時□分～△時□分←日時等 (○地区～○地区) ←場所 ○○パレード ←行事名 | ○日 午前中←日時等 (○○地区) ←場所 ○○防火訪問 ←行事名 | ○日△時□分～△時□分←日時等 (○○消防署) ←場所 ○○表彰式 ←行事名 | ○日△時□分～△時□分←日時等 (○○管内) ←場所 ○○広報活動 ←行事名 | 017-000-△△△△ |
| 1 | 青森 | 14日 9時30分～9時45分 青森県観光物産館アスパム前 防災パトロール出動式 | 19日 11時00分～12時00分 サンロード青森 火災予防キャンペーン(幼年消防クラブアトラクション他) | 期間中 管内事業所(大型ビジョン保有) 住宅用火災警報器設置交換推進広報活動(広報映像の放映) | 期間中 各消防署 防火指導(高齢者サロン等での講話) | 期間中 各消防署で企画する行事(現在企画中) | 017-775-0853 |
| 2 | 弘前 | 4月14日 13:30～14:00 イオンタウン弘前樋の口 大規模建築物消防訓練 | 4月15日～4月17日 10:00～11:00 めぐみ保育園・大坊こども園・中郷こども園 防火教室 | 4月15日～4月17日 14:00～15:00 藤代地区・平川地区・黒石地区 住宅防火広報(戸別訪問) | 4月14日 11:00～12:00 東消防署多目的室 マエダストア名久井店 消防防災フェスタinマエダストア名久井店 一般協力者表彰(一日消防署長による授与) | 4月19日 10:00～15:00 大鰐町地域交流センター鰐come 住宅防火広報活動 (住宅防火特設コーナー設置) | 0172-32-5104 |
| 3 | 八戸 | 令和7年4月12日 09時00分～12時00分 新郷村役場 新郷村自主防災組織合同訓練 | 令和7年4月12・13日 09時30分～12時30分 イオン八戸田向ショッピングセンター イオン八戸田向ショッピングセンター防災広場 | 令和7年4月15・18日 09時00分～12時00分 おいらせ消防署 おいらせ町幼年防災パーク | 令和7年4月20日 09時00分～12時00分 マエダストア名久井店 消防防災フェスタinマエダストア名久井店 | 令和7年4月27日 09時00分～12時00分 八戸公園 八戸公園防災広場 | 0178-44-2133 |
| 4 | 五所川原 | 消防車両による防火広報巡回(各消防署、分署) 14日～20日 (五所川原地区) 18時00～19時00分 (中里地区) 15時00～16時00分 (小泊地区) 16時00～17時00分 (市浦地区) 15時00～16時30分 (鶴田地区) 15時00～17時00分 | 消防車両による防火広報巡回(消防団) (五所川原地区) 14日～20日 18時00～19時00分 (中里地区) 14日 18時30～19時30分 (小泊地区) 14日 12時00～13時00分 (鶴田地区) 14日～20日 18時00～19時00分 | 火災予防啓発用のぼり旗、横断幕、懸垂幕の設置(各消防署等) 14日～20日 防災無線による火災予防広報放送 (中泊町) 14日 午前・午後 各1回 | 13日 9時00分～12時00分 (鶴田町消防団屯所) 消防団事前防火広報巡回 人員服装点検 放水訓練 消防団屯所施設点検 14日～20日 (鶴田町) 団員加入促進運動 | 16日 一日消防官委嘱 五所川原地区防火パレード (ELM) 10時00分～10時30分 五所川原市消防団火災予防広報活動 (ELM) 9時30分～11時00分 | 0173-35-2020 |
| 5 | 十和田 | 【4月13日(日)】 ○六戸消防署管内 午前中 ・消防署及び消防団の消防車両による防火パレード ・消防署及び消防団合同による連携訓練 (六戸町総合運動公園) 【4月14(月)】 消防署及び消防団の消防車両による防火パレード ○十和田消防署管内 8時45分～9時20分 ○十和田湖消防署管内 8時45分～9時30分 | 【期間中】 ○十和田消防署管内 ・消防署及び消防団合同による連携訓練 (場所未定) | 【期間中】 ○十和田・六戸消防署管内 ・幼年消防クラブ 通園時に半てんを着用し、火災予防PR ・六戸町役場の電光掲示板を利用した防火広報 ○十和田消防署管内 ・十和田市内パチンコ店の電光掲示板を利用した防火広報 ○各署所 ・一般家庭防火診断を実施 ・看板、のぼり旗等を掲示 | 消防車両にて山火事及び避難防止広報 ・十和田消防署 4月上旬～6月中旬 ・十和田湖消防署 4月～5月中 ・湖畔出張所 5月下旬～6月上旬 | ※4月21日～27日 湖畔地区春の火災予防運動 【4月21日(月)】 ○十和田湖消防署湖畔出張所管内 午前中 ・消防署及び消防団の消防車両による防火パレード 【期間中】 ・消防署及び消防団合同による連携訓練 (場所未定) | 0176-25-4113 |
| 6 | 三沢 | 13日 8時30分 消防本部訓練場 消防団機械器具点検及び消防長訓示 | 15日 10時 マエダストア三沢店 幼年消防クラブ員による住宅防火広報 | 15日 午後 堀口ひばり苑(社会福祉施設) 消防訓練指導及び火災想定図面検証訓練 | 18日 午後 栄町コラボケアセンター(社会福祉施設) 消防訓練指導及び火災想定図面検証訓練 | 期間中 三沢市役所 1階ロビー 広報モニター及び特設コーナー設置による住宅防火広報 | 0176-54-4279 |
| 7 | 下北 | 防火パレード 14日(月)9:00～12:00(東通) 13日(日)8:00～(むつ、大湊、川内、大畑、風間浦、大間) | 幼年消防クラブによる防火の呼びかけ むつ 18日(金)10:30～11:00 佐井 14日(月)10:00～11:00 | 一般住宅及びひとり暮らし高齢者宅防火訪問 むつ 14～15日 風間浦 16～18日 大湊 14～17日 大間 14～16日 川内 14～16日 佐井 17,19,20日 脇野沢 19～20日 東通 9～11日 大畑 14,15,18日 | 生命保険会社の協力による住警器パンフレット配布 14～20日 | 防火ポスターの募集(管内小学生対象) 表彰式:13日(日)午前 管内スーパーでの展示:期間中 | 0175-22-4196 |
| 8 | つがる | 4月14日 つがる市役所前 春の火災予防パレード | 期間中 松の館 住宅防火講習会 | 期間中 夜間防火パレード | 期間中 住宅用火災警報器普及促進チラシ配布 | 4月14日、4月16日18時06分頃 FMごしよがわら 春の火災予防運動について放送 | 0173-42-7744 |
| 9 | 北部上北 | 4月13日 野辺地町・横浜町・六ヶ所村 防火パレード | 4月14日～20日(期間中) 野辺地町消防団第5(明前)・6分団 消防団屯所へ火災予防運動横断幕設置 | 4月14日～20日(期間中) 野辺地町・横浜町・六ヶ所村 ・(消防署)防災無線による防火広報及び消防車両による巡回 ・(消防団)消防団車両による夜間巡回 | 4月14日～20日(期間中) 六ヶ所村役場・六ヶ所村商工会 大型電光掲示板による広報 | | 0175-64-0650 |
| 10 | 中部上北 | 4月14日 9時 七戸町役場 七戸町出発式及び車両パレード | 4月14日 9時 東北消防署 東北町東北地区 出発式及び車両パレード | 4月14日 9時30分 東北町民文化センター 東北町上北地区 出発式及び車両パレード | 期間中 (管内) 車両による夜間警戒 | | 0176-60-8844 |
| 11 | 鯉ヶ沢 | 3月28日(金) 深浦町全域 火災予防広報 発行 | 4月12日(土)9時～11時予定 深浦町(柳田～大間越) 深浦町消防団との火災予防合同パレード及び重要文化財消火訓練実施(円覚寺) | 4月14日(月)～20日(日)18時 深浦町全域広報車による防火の呼びかけ(消防団による警戒パトロールも同時実施) | 期間中 鯉ヶ沢町防災無線による防火の呼びかけ 火災予防運動パレード 消防団放水中継訓練 消防団機械器具点検(各屯所点検) | 期間中 立入検査の実施 火災予防運動 幟 設置 深浦消防署 壁面にて予防運動実施中の広報用パネル設置 住宅用火災警報器設置状況調査(岩崎地区) | 0173-72-4527 |

令和7年青森県春の火災予防運動実施要綱

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

全国の火災の状況をみると、住宅火災の件数は平成17年以降減少を続け、令和2年に初めて1万件/年を下回ったものの、令和3年からは再び増加傾向にあり、死者数についても、増加傾向が続いており、令和5年の死者数は、平成26年以来9年ぶりに1,000人を超えることとなった。このうち65歳以上の高齢者の割合が7割を超えており、早急な対応が課題となっている。また、年末から年明け以降も、死傷者を伴う火災が各地で発生していることから、住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理、安全装置付きの火気使用器具の普及推進、電気火災の危険性に係る広報など、火災の早期覚知と出火防止対策のさらなる推進が必要である。

阪神淡路大震災の発災から30年を迎えたところであるが、依然として大規模地震時においては、電気に起因する火災が多く発生していることから、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカー等の普及推進を加速する必要がある。

冬季の乾燥により、昨年12月以降、鎮火までに時間を要する林野火災が既に複数発生している。春の行楽シーズンを迎え山に入る人が増加するとともに、農作業のため枯草焼き等が行われることに伴い、火の不始末や火の粉が山林に飛び火することなどにより、林野火災が増える傾向にあることから、火災予防を徹底する必要がある。

このような状況を踏まえ、以下4及び5の項目を中心として火災対策の推進を図る。

2 統一標語（2024年度全国統一防火標語）

『守りたい 未来があるから 火の用心』

3 実施期間

令和7年4月14日（月）から20日（日）までの7日間

4 最重点項目

- (1) 地震火災対策の推進
- (2) 住宅防火対策の推進
- (3) 林野火災予防対策の推進

5 重点項目

- (1) 防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (2) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
- (3) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

- (4) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (5) 木造飲食店等が密集する地域に対する火災予防指導等の徹底
- (6) 放火火災防止対策の推進

6 山火事予防運動及び車両火災予防運動の一体的な実施

山火事予防運動及び車両火災予防運動についても、別紙1「令和7年全国山火事予防運動実施要項」及び別紙2「令和7年度車両火災予防運動実施要項」のとおり、本火災予防運動と同一の実施期間に開催されるものであり、関係機関と連携し、一体的に実施されたい。

7 実施要領

火災予防運動の周知広報活動等の実施に当たっては、別紙1「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」に関する広報及び次の事項の実施が火災予防思想の普及に効果的と考えられる。

- (1) 県は、各市町村、各消防本部及び関係団体に協力を依頼するとともに、ラジオ、ホームページ、立て看板等の各種媒体を通じた広報を行うものとする。
- (2) 市町村及び消防本部は、関係団体への協力依頼及び各種媒体を積極的に活用した広報を行うとともに、地域の実情に応じて、消防団、女性防火クラブ、自主防災組織等の各団体及び福祉関係団体等との連携のもと、本運動の推進と充実に努めるため、各種消防訓練、住宅防火診断、イベント等の行事を積極的に実施するものとする。
- (3) 公益財団法人青森県消防協会は、火災予防運動広報ポスターの配布等、各種広報媒体を活用し、本運動の推進に努めるものとする。

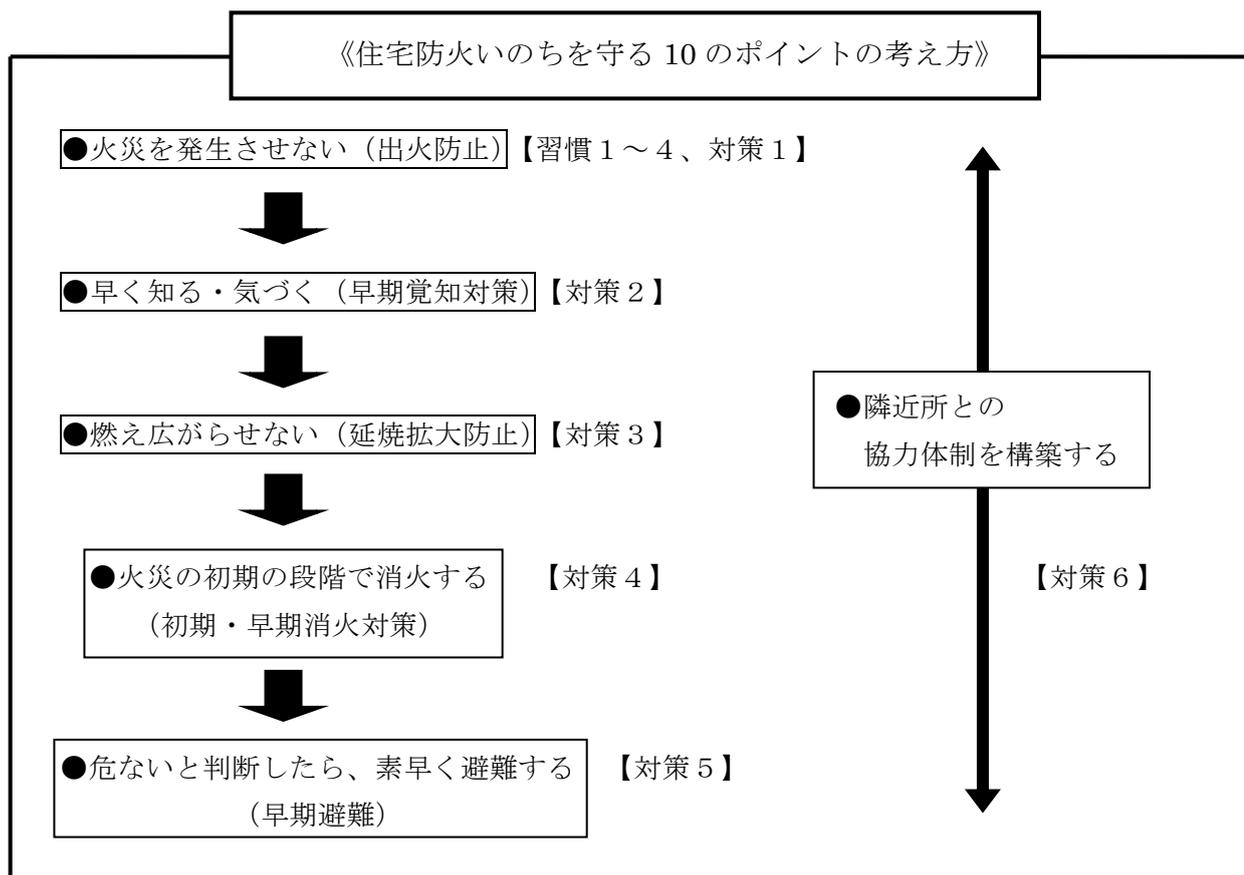
住宅防火 いのちを守る 10のポイント

4つの習慣

1. 寝たばこは絶対にしない、させない。
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
3. こんろを使うときは火のそばを離れない。
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。



○住宅火災のポイント

住宅防火
いのちを守る**10**のポイント

様々な火災の中でも、特に住宅で発生する火災で多数の死者が出ており、その出火原因はたばこ、ストーブ、こんろ、電気機器など、生活する上で身近にある機器が多くを占めます。日頃から取り組んでいただく住宅防火対策として、4つの習慣、6つの対策からなる「住宅防火いのちを守る10のポイント」を取りまとめました。是非、ご家族の皆様で住宅火災からいのちを守るための対策をご確認ください。

4つの習慣

| | |
|---|--|
|  ①タバコは絶対にしない、させない |  ②ストーブの周りに置えやすいものを置かない |
|  ③こいするを使うときは火のそばを離れない |  ④コンセントはほこりを清潔し、不必要なプラグは抜く |

6つの対策

| | | |
|--|---|---|
|  ①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた製品を使用する |  ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目処に交換する |  ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防火剤を使用する |
|  ④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく |  ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確認し、覚えておく |  ⑥防火区画避難への動線、戸閉鎖確認をこまめに、地域ぐるみの防火対策を行う |

FDMA 総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

○林野火災多発中



政府広報

林野火災多発中

山火事予防のため注意すること

- ☑ 乾燥・強風の日にとき火や野焼きをしない
- ☑ たばこの投げ捨てや火遊びは厳禁
- ☑ 屋外での火の始末を徹底